

口頭弁論期日請書

事件番号:広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第18号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 5-5 セントラルメゾン上八丁堀 1階
被告 福永 孝

令和5年10月10日作成

広島地方裁判所三次支部 御中

記

頭書の事件について、第1回口頭弁論期日が、令和5年11月1日(水)午後2時00分と定められましたので、同期日に出頭します。

原告 高野 邦夫